

知って安心年金のはなし

平成20年度学生納付特例の申請について

学生であっても20歳になれば国民年金に加入しなければなりません。

納付が困難な学生の方には、学生本人の所得（平成19年中）が基準額以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予される学生納付特例があります。

平成20年度（承認期間は平成20年4月から平成21年3月まで）の学生納付特例（納付の猶予）を希望する学生の方は、年金手帳・学生証（有効期限に注意）・印鑑をお持ちのうえ、市役所国保年金課（伊奈庁舎）で申請をしてください。

※ただし、平成19年度学生納付特例を承認したもので平成20年度も引き続き在学予定の場合は、社会保険庁よりハガキ形式の学生納付特例の申請書が送付され、必要最小限の記載事項を記入し郵送するだけで申請が可能となります。この申請に該当する方は4月上旬に社会保険庁より送付されます。

- 基準額（学生本人の平成19年中の所得）＝118万円＋扶養親族等の数×控除額＋社会保険料控除など
- 修業年限が1年未満や海外の学校など一部該当しない学校があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、年金を受給するための受給資格期間には含まれますが、年金額には反映しません。
- 10年以内であれば追納することができます。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります。
- 申請をすると承認または却下の通知が社会保険事務所から郵送されます。申請中に納付書や催告書などが送付される場合もありますのであらかじめご了承ください。

◆問い合わせ先

- 社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>
- 土浦社会保険事務所
☎029-824-7121
- 伊奈庁舎国保年金課
☎58-2111（内線1181～1187）

平成20年度から 森林湖沼環境税を導入します

- 課税期間 平成20年度から平成24年度までの5年間
- 税率 個人：県民税均等割に年額1,000円を上乗せ
法人：県民税均等割に年額10%を上乗せ
- 税収見込み おおむね16億円（5年間で80億円）
- 税収の用途 ○森林の保全・整備
 - ・ 荒廃した森林の間伐、平地林・里山林等の身近な緑の保全
 - ・ 県産材利活用の推進
 - ・ 森林環境教育などを通じた県民意識の醸成○霞ヶ浦等湖沼・河川の水質保全
 - ・ 高度処理型浄化槽普及促進、下水道等への接続促進など生活排水対策の強力な推進
 - ・ 農地や市街地からの流出水対策の推進
 - ・ 市民団体活動支援の充実、意識啓発活動の強化

◆県民の皆さまのご理解をお願いします。

◆問い合わせ先

- 県税務課
☎029-301-2418（直通）
FAX 029-301-2448
ホームページアドレス
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu/shinzei>